

プリントパック社の違法性を 厳しく断罪

組合結成で配置転換
向日市の印刷会社に
府労働委救済命令
府労働委員会は19日、印刷会社「プリントパック」(向日市)に、男性正社員2人が労働組合を結成した直後に配置転換し、賞与と昇給分のほとんどを支給しなかったのは不当として、差額を支払うよう求めた救済命令を出した。

命令書によると、2人は平成25年10月、労働組合を結成し、11月に会社に通告した直後、配置転換となり、26年7月賃金改訂後でも一部を除いて昇給はなく、賞与も一部を除き支給されなかったという。府労働委員会は不支給は組合を結成したための不利益扱いと認定。非組合員の平均値に基づき再査定し、月額および賞与の差額を支払うようを命じた。

プリントパックに不当労働行為救済命令
府労働委員会は19日、印刷会社「プリントパック」(本社・向日市)に対して、社員2人の組合加入を理由にボーナスを支払わず、昇給もなかったとして、実際に得られたはずの金額との差額を支払うよう救済命令書を出した。組合加入による不利益扱いに該当する」と断じた。

不当労働行為を申し立てたのは印刷業界の労働組合に加盟する男性社員2人。命令書によると、同社は、通常10万〜20万円程度のボーナスや毎年6000円程度の昇給を得ていた2人に、14〜15年はボーナスを支給せず、昇給もほとんどしなかった。男性社員の1人は「命令書をきっかけに是正されるようにしていきたい」と述べた。

2016.07.20 毎日(朝/京都版)

産経(京都)

2016年(平成28年)7月20日(水曜日) 京都版

労組結成で異動、待遇差

府労委、差額の支払い命令

印刷会社「プリントパック」(向日市)で、労働組合の結成直後に異動を命じられ、昇給や賞与で他の社員と差別されたとして、社員2人が給与支払いなどを求めた申し立てについて、府労働委員会は19日、同社の不当労働行為を認定し、給与と賞与について他の社員への平均支給額との差額を支払うよう命令した。

命令書によると、2人は2013年10月に労組を結成。11月に勤務体制の改善などを会社側に求めたが、直後に他の職場に異動となった。14年7月には従業員平均で月5000円以上の昇給があり、その後ボーナスも3回あったが、1人は不支給で、別の1人もほとんどが支給されなかった。

向日市の印刷会社
不当労働行為認定
府労働委救済命令
京都府労働委員会は19日、印刷通販「プリントパック」(向日市)が社員2人を昇給させず、賞与も支払わなかったのは労働組合への加入を理由とした不当労働行為と認定し、再度査定・算定した上で、差額を支払うこととする救済命令を同社に出した。

命令書によると、同社は労組の中山悠平分会長(33)ら2人が労組加入を通知した2013年11月以降、賃金改定時に1人は昇給させず、もう1人も500円のみ昇給とした。3回あった賞与も1人には支給せず、別の1人も1回3万円のみ支給した。労組加入前

2人は年6千円以上の昇給があり、賞与も毎回10〜20万円支給されていた。

社員らが昨年2月に救済を申し立てた後の審査で、同社は「総労働時間が少なかったため」と理由を説明したが、府労働委は「会社側が労働時間が少なくなるような措置を講じており、不支給なども労組加入が理由と推認できる」とした。

中山分会長は京都市上京区の府庁で会見し、「主張が認められてうれしいが、会社の組合員差別は続いている。命令を是正の第一歩にしたい」と語った。プリントパックは「主張が理解されず残念」とのコメントを発表し、中央労働委員会に再審査を申し立てる意向を示した。

(笹井勇佑)

ついで「組合活動の制限や組合の弱体化を意図して行われた」と判断した。同社は「当社の主張が理解されず、誠に残念」とのコメントを出した。

2016.07.20 京都(朝/地域総合)

労組加入が理由 社員不利益扱い

プリントパック社

京都府労働委員会は19日、インターネットで注文を受ける印刷会社のプリントパック(京都府向日市)が、社員の労働組合加入を理由に適正な賃金や賞与を支払わなかったのは不当労働行為にあたるとして、同社に支払いを命じた。

命令書によると、社員2人は2013年10月、全国印刷出版産業労働組合総連合会の「プリントパック京都分会」を結成。14〜15年、同社から昇給

をしなかったり賞与を支給しなかったりと不利益な扱いをされた」と主張。同社は、法定の終業時刻に退社するという組合の方針に従うなどとして、2人の総労働時間は他の従業員より明らかに少ないなどと反論していた。

命令を受け、同社は「主張がご理解いただけず誠に残念」とコメント。中央労働委員会に再審査を申し立てる意向を示した。

2016.07.20 朝日(社会)

7/22 全国同時
アクション!!